

# 文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて（中間まとめ） （概要）

## はじめに

文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下、「基本方針」という。）は、文化芸術振興基本法（以下、「基本法」という。）に基づき、平成14年12月に閣議決定されたもの。平成18年2月に、文部科学大臣より文化審議会に対して基本方針の見直しに関する諮問がなされ、文化審議会文化政策部会にて検討中。

本中間まとめに対する意見募集を踏まえ、秋以降の部会で更なる議論を行い、文部科学大臣に答申を予定。

## 1. 「第1次基本方針」の評価と課題

### （1）文化芸術の振興の今日的意義

- ・文化芸術の振興が求められる今日的な理由として、①文化の持つ力（＝文化力）が「国の力」として認識されていること、②文化と経済は密接に関連し社会に活力をもたらすことを指摘。
- ・我が国は、文化芸術の振興により、心豊かな国民生活と活力ある社会を構築して国の魅力を高め、文化力により世界から評価される国、文化芸術で国づくりを進める「文化芸術立国」を目指すことが強く望まれている。

### （2）第1次基本方針に対する評価

- ①芸術家等が能力を発揮できる条件整備が図られ、地位の向上にも成果が見られるが、必ずしも十分とはいえない。社会の変化に対応して芸術家等の権利が保護され創造に結びつくサイクル（循環）が実現しているとはいえない状況も見られる。  
（施策の方向性）国や関係者が、大局的観点から検討、協議を行い、創造に携わる当事者間の契約条件や利用公正なルールづくりを促すことが必要。
- ②文化施設の整備は進展したが、地域による文化芸術の享受機会の格差が指摘。  
（施策の方向性）全国各地で文化芸術活動が行われるよう支援が必要。特に、地域の活動を充実し、発信も可能となる環境整備を図ることで、東京一極集中を緩和。
- ③地域文化の見直しと活用が広がるが、社会経済の構造転換や市町村合併等により、地域文化の担い手育成や継承が困難な状況。文化芸術活動の商業化やマスメディアの影響による文化芸術の画一化への懸念。  
（施策の方向性）国も地方公共団体や文化芸術団体等を支援。
- ④国際交流は分野を問わず急速に拡大。文化芸術の人的交流が関係者から国民にも拡大し、相互理解が進みつつある。  
（施策の方向性）我が国の文化芸術の総合的発信を行うとともに、メディア芸術など新しい文化芸術の国際的拠点となる施策を展開。青少年の国際文化交流を促進、文化財保護に関する国際的協力体制を構築。
- ⑤国民の意見を求める機会は増えたが、助成制度、政策評価等の説明が十分に行き届

いていない。

(施策の方向性) 国は説明責任を果たし、施策の効果が国民、社会に還元されていると実感できるよう努める必要。文化芸術の特性を踏まえ、定性的な評価を含む適切な評価方法の開発に関する検討を行う。

⑥子どもたちが豊かな心や感性を育んでいける環境の整備が求められている。

(施策の方向性) 今後の文化芸術の振興に当たり基本方針に新たに盛り込むべき基本理念として、子どもの文化芸術体験活動の推進を取り上げ、子どもたちが我が国の文化芸術に親しみ、体験し、活動できる施策の展開が必要。

## **2. 「第2次基本方針」における基本的方向**

### **(1) 文化力の時代を拓く**

- ・ 伝統文化から現代文化まで多様な文化を振興し、日本の文化力を高める。
- ・ 国際文化交流を推進して日本理解を促進し、文化を通じて世界に貢献。国際社会における我が国の文化的地位を確立し、日本の国力を高める。
- ・ 文化芸術の振興を国の基幹政策として位置づける。
- ・ 個人、企業や団体、地方公共団体、国などが文化芸術の担い手として相互に連携して適切な役割を果たしつつ社会全体で文化芸術の振興を図ることが必要。関係省庁間の連携・協力を一層推進。
- ・ 社会経済環境の効率化・合理化による文化芸術への影響が危惧される状況。
- ・ 短期的な視点のみでは価値を計れない文化芸術の特質を踏まえ、長期的で継続的な視点に立った施策を推進すべき。(文化芸術活動に短期的な経済的効率性を一律に求めるべきではない。)

### **(2) 文化力で地域から日本を元気にする**

- ・ 地域文化が有する文化の厚みが日本文化の基盤を形成、地域文化が豊かになるほど日本全体の文化も豊かになり、日本の魅力が高まる。
- ・ 地域で住民が文化に触れ創造に関わることで個人が元気になり、他者への発信や協働を通じて多くの人々を元気にする力となる。
- ・ 我が国は少子高齢化や過疎化が進展し、文化の担い手が不足。市町村合併の影響等により地域に根ざした文化継承の危機への指摘。また新たな地域のアイデンティティの形成が必要。
- ・ 文化芸術活動の東京一極集中を緩和し、全国のどこでも地域の特性に即した形で人々が文化芸術に触れられる機会の確保が必要。
- ・ 文化財を地域の視点から総合的に把握し、保存・活用方策を図るべき。
- ・ 「団塊の世代」の人々が積極的に地域の文化芸術活動に参加支援していくための仕組みの検討が必要。

### **(3) 国、地方、民間が相互に連携して文化芸術を支える**

- ・ 国民一人一人が文化芸術を支えていく環境を醸成し、文化芸術の享受、支援、創造、

継承のサイクルが実現する社会の構築が必要。

- ・地方公共団体の文化関係経費が減少している状況を踏まえ、国は地方公共団体による文化芸術振興を支えるとともに、国民が等しく文化芸術活動を行うことができる環境の整備が必要。
- ・国は、文化芸術の現状と課題を把握した上で、国民の自発的な活動を刺激・伸長させるとともに、国民が文化芸術を享受できる諸条件、必要な法令、財政、税制等のシステムを整え、文化芸術活動の発展を支える環境づくりを進める必要。
- ・国は地方公共団体や民間団体等との連携を一層図り、自律的な文化芸術活動を促し、国として保護・継承し、創造すべきものには重点的な支援が必要。

### **3. 「第2 次基本方針」で重点的に取り組むべき事項 (今後5 年間を目標に)**

#### (1) 日本の文化芸術を継承、発展、創造する人材の育成

##### ①文化芸術創造活動に携わる人材育成

- ・関係機関が連携・協力を図り、各分野の創造活動の動向を踏まえた計画的・系統的な人材育成を促進。
- ・新進芸術家の海外留学等の研修や独立行政法人の行う養成・研修事業の充実などを図り、研修期間中の課題や研修成果を踏まえ、優れた人材が能力を最大限発揮できる環境を整備。
- ・舞台技術者等の養成・研修、文化施設や文化芸術団体の企画、運営をはじめとするアートマネジメントの研修などを充実。

##### ②伝統文化の継承者の育成

- ・伝統文化は後継者の確保及び養成に大きな課題。特に、保存技術保持者の養成や伝統的素材の生産者の確保は、産業構造の変化の中で危機的状況のため伝統文化継承の基盤として国が長期的視点に立って支援を充実。
- ・伝統文化の継承に携わる人々が自らの職業に安心して専念し、経済的に自立できる環境の整備が課題。
- ・子どもの感性をはぐくむことと同時に地域文化の担い手を育成することを考慮し、伝承者などと学校の教職員、社会教育関係者との連携が重要。

##### ③文化芸術活動を支える人々の育成

- ・質の高い文化ボランティア活動への支援を強化するとともに、文化芸術の支援者層を広げるため、その支援を国民自らも幅広く担っていく「文化芸術サポーター」のような運動の展開も検討。
- ・学校や地域における「文化芸術コーディネーター」の活用やその育成を図る。

#### (2) 日本文化の発信及び国際文化交流の推進

- ・「文化外交推進懇談会」報告や、国内の文化芸術振興の観点に留意しつつ、関係府省が連携することが大切。
- ・伝統文化だけでなく優れた文化芸術創造活動を海外に発信し、アジアをはじめ海外

の文化芸術振興に資する国際文化交流の施策を検討。その際には、メディア芸術などの新しい文化芸術の国際的な拠点形成も検討。

- ・「文化遺産国際協力推進法」を踏まえ、積極的に文化財保護の国際協力を推進。

### (3) 子どもの文化芸術活動の充実

- ・子どもたちが良質な文化芸術に触れる機会の大幅な拡充が必要。特に、子どもたちが身近に伝統文化等に触れる機会を確保。
- ・学校の文化活動を、文化芸術関係者や教育、行政関係者が連携し地域ぐるみで支援する仕組みの構築を、国としても支援。
- ・子どもたちの国際的な文化交流に一層力を注ぐことが期待。

### (4) 地域文化の振興

- ・各地域での様々な公演・展示の拠点づくりなど創造活動に対する支援が必要。
- ・国民文化祭など地域の文化芸術活動関係者が交流する機会を充実。
- ・地域文化の担い手が相互に連携・協力し、世代を超えた人間の輪を広げて地域全体で文化力を結集し、活用する取組の促進が必要。文化財の適切な保護と活用においてもこうした連携・協力が期待。特に、地域の高等教育機関が、文化芸術を生かした地域活性化や文化芸術の担い手育成など地域文化の振興に貢献することが期待。
- ・地域の文化力を、地域経済や観光、まちづくり、教育、福祉等の地域振興に生かすため、特色ある取組の情報を積極的に提供し、関係省庁や地方公共団体、関係団体による協議や連携を強化。

### (5) 文化芸術創造活動の戦略的支援

- ・重点的支援と幅広く多様な支援のバランスを図りつつ、より効果的で戦略的な支援方策について必要な見直しを行う。
- ・文化芸術団体が、地域文化の振興や子どもの文化芸術活動の充実などで役割を果たすことを促進。
- ・文化庁、芸術文化振興基金、その他の助成機関等の適切な役割分担を図る。評価や審査を充実させ、きめ細かで効率的な業務を行うため、専門的機関を経由して助成する再助成制度の有効性も検討。

## **4. 「第2次基本方針」における基本的施策の見直しの方向性**

これまでの部会における議論やヒアリング、文化芸術団体への意見募集結果を整理して、振興方策の方向性を提示（本文参照）。国民への意見募集を踏まえ、秋以降の文化政策部会で具体的な記述について更に検討。